

## 12月26日全国会議及びヘルプデスクへ出された質問事項（制度改正関係）について

12月26日の全国会議及びヘルプデスクに地方自治体から提出された主な質問事項（制度改正関係）について、現段階の考え方を整理してまとめたもの。

（注）障害福祉サービスに係る利用者負担・自立支援医療に係る質問は別途整理。

分類	質問の内容	現段階の考え方
新支給決定関係	<p>① 市町村審査会を広域設置した場合、規約を都道府県に提出することが必要となるのか。</p> <p>② 認定調査員は研修受講が要件となるが、審査会委員も必ず研修を受けないと委員になることができないのか。</p> <p>③ 主治医研修について、研修対象者は医師であり、かつ多人数となるが、国として具体的にどのような実施方法を考えているのか。</p> <p>④ 認定調査員研修は、多人数となることが予想されるが、代表者の研修として伝達研修としてよいのか。</p> <p>⑤ 17年12月26日の主管課長会議の資料5の10ページに、不服審査会は市町村の支給決定基準等に照らして審査を行うとあるが、市町村は支給決定基準を策定する必要があるのか。</p> <p>⑥ また、非定型の支給決定にかかる市町村審査会の意見について、1月13日の障害程度区分の説明会では説明がなかったが、どのようになるのか。</p>	<p>① 地方自治法の規定により、規約を届け出る必要がある。（自治法第252条の7第3項）</p> <p>② 委員就任の要件とはならないが、受講していただくことが望ましい。</p> <p>③ 医師会の会議等において説明をする方法や介護保険の研修と併せて行うなど、それぞれの自治体において工夫されたい。</p> <p>④ 認定調査員研修は、原則すべての調査員に受講していただくもの（調査を委託される事業者の調査員については必須）であり、伝達研修は認められない。</p> <p>⑤ 障害者自立支援法では、介護サービスの必要性に関する客観的な尺度（障害程度区分）を導入するとともに、審査会の意見聴取をはじめとして、支給決定プロセスを明確にしたところである。 こうした支給決定の透明化・明確化の趣旨を踏まえれば、支給の要否や支給量の決定に関し、あらかじめ市町村は支給決定基準を設定し、これに基づき支給決定を行うことが適当である。</p> <p>⑥ 市町村は、支給決定基準の中で、申請から支給決定までの手順を定めるとともに、心身の状態や介護者の状況等に応じてサービス支給量に関する基準（以下「支給量基準」という。）を定め、これに沿って支給の要否及びサービス支給量を決定することとなる。 一方、個々の障害者の事情に応じ、支給量基準と異なる支給を行う必要がある場合（以下「非定型の支給」という。）が想定されることから、支給量基準と乖離するサービス量の支給が必要となる場合についてもあらかじめ定めておく必要がある。 障害者自立支援法では、「市町村は、支給要否決定に際し必要があると認めるときは、市町村審査会の意見を聴くことができる」としているところであり、こうした非定型の支給については、客観性を確保するため、市町村審査会の意見を聴いたうえで支給決定を行うことが適当である。</p>

分類	質問の内容	現段階の考え方
新支給決定関係	⑦ 非定型の支給決定について、都道府県に対する審査請求の審査内容はどうか。	⑦ 障害者自立支援法においては、市町村が行った支給決定について不服がある障害者は、都道府県知事に審査請求することができる。 都道府県は、非定型に係る案件を含めすべての案件について (1) 支給決定の手続きが適性の実施されていたかどうか (2) 市町村の支給基準が公平かつ適正に適用されているかどうかを中心に審査を行うことになる。
地域生活支援事業	<p>① 都道府県地域生活支援事業にホームヘルパー研修が位置づけられているが、大都市特例が廃止され、指定都市や中核市の研修事業者指定業務が都道府県に一元化されるのか。また、その場合当該指定業務はいつから一元化されるのか。</p> <p>② 地域活動支援センターについて、地域生活支援事業として市町村及び都道府県が独自に加算標準額以上の補助金を支出することは差し支えないか。</p> <p>③ 市町村地域生活支援事業は、市町村が直接実施する方法や団体等に委託して実施する方法が示されているが、地域活動支援センターを現行の福祉ホームや小規模作業所のように設置運営者への補助方式とした場合は、国庫補助の対象とならないのか。</p> <p>④ バーチャル工房については、市町村地域生活支援事業及び都道府県地域生活支援事業の両方に位置づけられているが、市町村で実施すべきものと広域的に都道府県で取り組むべきものとの機能分担が想定されているのか。</p>	<p>① 居宅介護従業者養成研修事業者の指定については、円滑な事務移管のため、平成18年10月に都道府県に一元化することとしている。 なお、居宅介護従業者等養成研修事業の国庫補助金については、既に課長会議資料でお示ししているとおり、平成18年4月以降は、大都市特例を設けず、都道府県のみが交付対象となる。(研修事業を市町村で実施することが適切な場合には、市町村に委託することも可。)</p> <p>② 地域活動支援センターの機能強化事業の額については、あくまでも標準額としてお示ししたものであり、最終的に市町村が判断するものである。よって、標準額以上の機能強化事業費を支出することは差し支えない。</p> <p>③ 市町村地域生活支援事業は市町村が実施すべき事業であり、自ら実施しない場合には、事業者等に委託する仕組みとなっているため、補助方式では実施できない。</p> <p>④ 地域生活支援事業は、原則として市町村が実施するものであり、広域的な事業や専門性の高い事業等一部の事業について、都道府県が実施することができることとしたところである。 バーチャル工房については、市町村事業のほか、ITを活用しているため、ある程度広域的な事業展開が可能であることから、都道府県においても事業の実施を可能としたところであり、都道府県が実施する相談支援事業のようなバックアップ機能等の機能分担を想定しているものではない。</p>

分類	質問の内容	現段階の考え方
報酬・基準 関係	<p>① 現行の設備基準においては、例えば廊下幅について、身障療護施設は2.2m、内部更生施設では1.8mと いうように施設種別によって基準が異なっている。 現在のところ、新事業の設備基準は示されていないが、 移行に際して現行の施設の改修が必要となる場合がある のか。設備基準策定の基本的な考え方をお示し願いたい。</p> <p>② 日中活動の最低定員について、いわゆる多機能型につ いては、どのように取扱うのか。 例えば、20名の内訳は、生活介護及び訓練等給付の 日中活動サービスから自由に組み合わせることは可能 か。 また、生活介護等と地域活動支援センターの定員を合 わせて20名とすることは可能か。</p> <p>③ 療養介護の対象者は「介護度が高く、医療が必要」と されており、夜間の生活の場は「病院」となっている。 療養介護については、現行の重症心身障害児施設等の ように昼間・夜間とも医療機関でのケアを要する場合の みが対象となり、重症心身障害児通園施設のように「昼 間は施設、夜間は在宅」というような形態は想定してい ないとして理解してよいか。</p>	<p>① 設備基準に係る基本的な考え方については、本日の資料でお示ししているとおり。 施行時に現に存する施設については、経過措置を講ずる。</p> <p>② 多機能型における定員については、次の条件を満たしていることが必要。 (1) 組み合わせる複数の事業の利用人員の合計が、原則、日中活動の最低定員で ある20人以上。 (2) 最低定員とは別に、事業ごとに定める最小単位としての定員を満たしている。 この要件を満たせば、生活介護と訓練等給付の日中活動サービスを組み合わせ ることができるが、地域活動支援センターについては、地域生活支援事業として 実施されるものであり、定員には含まれない。</p> <p>③ お見込みのとおり。</p>
事業体系・ サービス内容	<p>① 介護保険法の指定サービス事業者（デイサービス、短 期入所）における65歳未満の身体障害者の受け入れに ついては、18年4月以降も引き続き認められるのか。</p>	<p>① デイサービス（18年9月末まで）及び短期入所については、引き続き利用で きることにしている。 具体的な実施方法については、速やかにお示ししたい。</p>

分類	質問の内容	現段階の考え方
不服審査会	<p>① 精神障害者の居宅サービスに係る支給決定（18年4月以降のサービスについて18年3月中に行うもの）についても、自立支援法上の行政処分として審査請求の対象となるのか。</p> <p>② 通所施設等の食費の負担軽減措置は審査請求の対象となるのか。</p>	<p>① 施行準備行為として18年3月中に行う18年4月以降の精神障害者の居宅サービスに係る支給決定は、障害者自立支援法に基づく処分であり、審査請求の対象となる。</p> <p>② 通所施設等における食費の負担軽減措置は、食費のうち人件費相当分を経過的に報酬対象として支給を行う仕組みであり、障害者自立支援法に基づく介護給付費、又は身体障害者福祉法・知的障害者福祉法に基づく施設訓練等支援費に該当するため不服申立ての対象となる。 この場合、介護給付費については都道府県知事への審査請求、施設訓練等支援費については市町村長への異議申立てを行うこととなる。</p>
居住地特例	<p>① 住民票を施設に異動していない施設入所者についても、その出身世帯の異動に伴い援護の実施者の変更は行わないのか。</p> <p>② 福祉ホームやグループホーム入居者への補装具費の支給については、入居前の居住地の市町村が実施することであるが、日常生活用具の給付についても入居前の市町村が給付を行うこととなるのか。</p>	<p>① 住民票が入所施設ではなく出身世帯にある場合は、居住地特例は適用されていないため、原則として出身世帯の異動に伴い援護の実施者も変更となる。 なお、居住地が入所施設にあると認められる場合は、住民票を施設に異動するよう利用者に対し指導することが適当と考える。</p> <p>② 日常生活用具の給付は、地域生活支援事業であり、法的に居住地特例の適用はないが、福祉ホームやグループホーム所在市町村の費用負担が過大とならないよう介護給付費等や補装具費の支給等に居住地特例を設けた趣旨に鑑みれば、日常生活用具の給付についても、入居前市町村が給付の決定をすることが適当と考えられる。</p>
その他	<p>① 12月課長会議資料1において、報酬単価について、△1.3%（居宅系サービス及び新体系サービスについては△1%）とあるが、その考え方をお示し願いたい。</p> <p>② 定率負担に係る利用者負担額を地方単独事業で助成（軽減）する場合、介護給付費等の請求と受領委任払いで事業所に支払う市町村助成費の請求を一本にして差し支えないか。</p>	<p>① 直近3年間の経済指標（決まって支給する給与、消費者物価指数）の動向と支援費単価の水準を踏まえて、△1.3%の報酬単価改定とした。 ただし、地域生活への移行を進める観点から居宅系サービスの報酬については、△1.0%の改定とし、また、平成18年10月から事業体系の再編が行われ、新たなサービスに取り組んでいただくことから、新サービス体系の報酬についても△1.0%の改定とした。</p> <p>② 介護給付費等及び施設訓練等支援費・特定入所者食費等給付費は法律に定められた給付であり、地方単独事業による助成費とは費用の支出の根拠が異なること、請求の方法も様式を含めて省令で定められること、国庫負担金の算定上も費用額を明確に区分する必要があることから、両者は請求上明確に区別する必要がある。ただし、法律に定める給付費の請求に影響がない形であれば、省令で定める請求様式の中で地方単独事業の助成費についても明細を記載し、助成費の請求に用いることは差し支えないものとする。 なお、上記の趣旨に反しないよう、具体的な事務処理方法については、適宜当方と調整されたい。</p>